

インド政府による新型コロナウイルスに伴う経済対策第2弾の公表

5月13日から17日（5日間）にかけて、シタラマン財務大臣は新型コロナウイルス感染拡大防止のための全土ロックダウン延長に伴う経済的影響や今後の経済活動再開に向けた対策として経済対策第2弾を公表しました。対策第2弾の概要は以下の通りです。

【経済対策第2弾のポイント】

- 今回、主に経済活動停止に伴う対策に焦点を当てる観点から、デフォルト要件緩和など法令上の措置の緩和やMSME向け無担保ローンを始めとする金融措置などの現金流動性対策を中心とした経済対策第2段が公表されました。今回の対策第2弾の事業規模は11.0兆ルピーとされます。
- 過去にアナウンスされた医療関係緊急措置（1500億ルピー）、3月の経済対策第1弾（1.7兆ルピー、貧困層対策などの社会援護（Social Protection）セクター向け）及びRBI（中央銀行）による流動性供給プログラム（合計8.0兆ルピー）といった既に行われている分を含めると、これまでに講じられた経済対策の規模（供給される流動性の規模）は、合計で20.97兆ルピー程度（GDP比10%程度）とされています。
- 今回の経済対策第2弾は、①主にMSME（中小零細企業）を中心とするビジネス向け対策、②インフォーマルセクターの貧困層及び住宅市場対策、③農業及び食品加工等の周辺分野向け対策、④8つの産業セクターにおける改革及び⑤社会セクター（雇用、医療及び教育等）における政府の改革及び州政府財政対策の5つに大別されています。概要と規模は以下の通りです。
 - ・上記①のMSME向けビジネス対策は、3兆ルピー規模の無担保ローンやノンバンク向けの流動性供給、源泉税減税等を含む15項目から構成され、事業規模は単純合計で約6兆ルピー規模。
 - ・上記②のインフォーマルセクター貧困層及び住宅市場対策は、出稼ぎ労働者（migrant workers）への穀物配給、農民向けクレジットカードローン、農作物ローン向け金融支援及び中間層向け住宅市場支援策等を含む9項目から構成され、事業規模は単純合計で約3.2兆ルピー規模。
 - ・上記③の農業及び周辺分野向け対策は、1兆ルピーの農業インフラファンド等を含む8項目（及び3項目の改革事項）から構成され、事業規模は単純合計で約1.5兆ルピー規模。
 - ・上記④の8つの産業セクター改革向け（石炭、電力、航空分野など）及び上記⑤の雇用や社会セクター向け対策等から構成される7項目の対策の事業規模は合計で約0.5兆ルピー規模。
- 今回の経済対策第2弾は、主にMSMEや農民向けの対策ではありますが、日系企業や中堅規模以上の企業も恩恵を受ける対策が含まれていると考えられます。
 - ・直接的な裨益としては、一部社会保障負担の時限的軽減（下記の1.（8））や源泉税減税措置等の税制措置（下記1.（15））、破綻破産法におけるデフォルト要件の緩和（下記5.（4））及び会社法のコンプライアンス義務の緩和（下記5.（5））などが考えられます。
 - ・また、サプライチェーンに含まれる当地中小企業が対策の恩恵を受けることを通じて、日系企業や中堅規模以上の企業も間接的に裨益することが期待されます。
 - ・他方、MSME支援やメイク・イン・インドを後押しすることを目的に、20億ルピー以下の公共調達について国際入札を禁止する措置が取られており注意が必要です。

【本文】（インド財務省発表資料の仮訳ベース）

1. 主にMSME向けビジネス対策（13日公表分）の項目別の内容はそれぞれ以下の通り。

（1）緊急運転資金支援のためのMSME向けの低利無担保ローン

- ・通常より低利、保証料不要かつ無担保のローンを提供するためのクレジットラインを設定。
- ・対象となる企業は借入残高が2500万ルピー以下かつ売上高10億ルピー以下のMSME。
- ・融資全体額は2月末時点与信残高の20%を限度とし、融資期間は4年、12ヶ月の返済猶予を設定。申し込み期限は10月末まで。
- ・政府が元利100%保証。
- ・これにより合計3兆ルピー規模の流動性を供給。

（2）経営難（ストレス下）にあるMSME向け劣後ローン

- ・不良債権として計上されている企業または経営難（ストレス下）にある20万社のMSME向けの銀行による劣後ローン提供を支援。
- ・銀行は750万ルピーを上限として創業者（プロモーター）が保有する出資分の15%に相当額の劣後ローンを提供。
- ・政府がSIDBI傘下の信用保証会社であるCGTME（Credit Guarantee Fund Trust for Micro and Small Enterprises、零細小企業信用保証基金信託会社）に400億ルピー出資することで支援。
- ・劣後ローンの供給を通じて合計2000億ルピーの流動性を供給。

（3）SIDBI（インド小企業開発銀行）の下のファンドオブファンズを通じたNBFC（ノンバンク）向け資本支援

- ・政府出資は1000億ルピー。
- ・その他出資を合わせて5000億ルピーの資本注入を実施。

（4）MSMEの定義の変更

- ・MSMEの定義（分類基準）について、売上高基準を追加した上で、従来の分類基準である設備投資額の閾値を引き上げてMSME向け優遇措置を受けられる企業の範囲を拡大。更に製造業とサービス業で異なっていた基準を統一。
- ・新しい基準は以下の通り。
 - ①零細企業：投資額1000万ルピー未満（以前は製造業250万、サービス業100万）かつ売上高5000万ルピー以下
 - ②小企業：投資額1億ルピー未満（以前は製造業5000万、サービス業2000万）かつ売上高5億ルピー以下
 - ③中企業：投資額2億ルピー未満（以前は製造業1億、サービス業5000万）かつ売上高10億ルピー以下

（5）20億ルピー以下の公共工事調達における国際入札（global tender）を禁止

これにより、MSMEを支援し、自立したインドとメイク・イン・インドを促進。

（注）今後の公共事業（ODA事業を含む）への影響に注意が必要。

(6) ポストコロナを見据えた MSME 対策としての電子マーケット (e-Market) の拡大

(7) 小規模事業者の低所得従業員向け E P F 積立金の政府支払代行延長

- ・ 前回の対策で措置された事業者及び従業員（従業員 100 名以下の企業に勤務する給与月額 15000 ルピー以下の従業員が対象）それぞれの被用者退職積立基金（E P F、Employee Provident Fund）に対する積立支払（それぞれ基本給の 12%、計 24%分）の政府による支払代行措置の 3 ヶ月延長。
- ・ これにより合計 250 億ルピーの流動性緩和を実現。

(注) 被用者退職積立基金（E P F）とは、インドの社会保障制度の一種で退職時一時金を給付する制度で医療や教育目的等でも引出し可能。従業員 20 名以上の事業所が加入義務対象。日印社会保障協定の対象。

(8) 被用者積立基金（E P F）に対する企業及び従業員の支払の時限的軽減

- ・ 被用者退職積立基金機構（E P F O、Employee Provident Fund Organization）でカバーされる企業を対象に、今後 3 ヶ月、企業及び従業員の E P F 積立金支払料率を軽減（12% →10%）。
- ・ これにより合計 675 億ルピーの流動性を供給。

(注) 企業規模要件は対策発表資料においては特にアナウンスされていない。

(9) N B F C 等向け特別流動性スキームの創設

- ・ R B I による 3000 億ルピーの流動性供給を通じた投資適格社債への投資。
- ・ 政府が 100%保証。

(10) N B F C 及びマイクロファイナンス会社 (M F I) 向け部分信用保証プログラム拡大

- ・ 既存のスキーム（注）では国営銀行（P S B）によるノンバンク等の社債買い入れを支援するためにファーストロスの 10%を政府が保証していたが、今回の対策では 20%保証へ拡大。
- ・ これにより合計 4500 億ルピーの流動性供給。

(注) 2019 年度政府予算にてアナウンスされたスキームで、インド政府は 2019 年 12 月に部分信用保証プログラムを創設し、1 兆ルピー限度に国営銀行によるノンバンク等が発光する投資適格社債等の買い入れをファーストロスの 10%まで保証することで支援し、期限は本年 6 月末までとされていた。

(11) 配電会社 (DISCOMs) 向けの資本注入

- ・ 財務が従来に増して悪化して発電会社への支払が滞っている配電会社 (DISCOMs) 向けに、電力向け政府金融子会社 (Power Finance Corporation など) による資本注入を実施。
- ・ これにより合計 9000 億ルピーの流動性を供給。

(12) 公共工事に関する 6 ヶ月限度の工事遅延の容認

(13) 商業不動産工事に関する 6 ヶ月限度の工事遅延の容認等

商業不動産について、工事完成時期について6ヶ月限度（州によっては更に3ヶ月）の遅延を認める等のRERA（不動産の開発及び販売規制に関する法律）規制の弾力的運用。

（14）所得税還付の迅速化

慈善信託や個人事業、パートナーシップ、LLPや協同組合などの非法人事業や士業に対する所得税還付の即時実施による流動性支援。

（15）源泉税減税など税務負担緩和措置

- ・ 対策発表翌日以降の今年度残り期間について、居住者に対する非給与支払に対する源泉所得税（TDS）及び源泉徴収税（TCS）の適用税率に対する25%減税により、流動性を供給（5000億ルピー）。

（注）源泉税の適用税率が10%の場合、7.5%へ減税される。

- ・ 2020年度に申告書提出年を迎える税務申告書提出期限を11月末まで延長（税務監査は10月末まで延長）。
- ・ 「Vivad se Vishwas スキーム」（所得税に関するタックス・アムネ스티・スキーム）における追加納付無しの本税納付容認期間の延長（6月末→12月末）。

2. 出稼ぎ労働者（migrant workers）や個人事業者等向け対策（14日公表分）の項目別の内容はそれぞれ以下の通り。

（1）出稼ぎ労働者向け無料穀物給付（2ヶ月）

- ・ 出稼ぎ労働者を中心とする配給カードの非保有者向けに小麦または米を5kg、豆類（ひよこ豆）1kgを給付。
- ・ 約8000万人の出稼ぎ労働者を対象に350億ルピー規模の給付を実施。

（2）「一国一食（One Nation One Ration）カード事業」の早期実施

- ・ 居住地以外の地域に所在している出稼ぎ労働者等は配給を受けられないことから「一国一食（One Nation One Ration）スキーム」（1つの国・1つの配給事業スキーム）の下、テクノロジーを活用し、8月までに23州で6.7億人（公的配給制度（PDS、Public Distribution System）対象人口の83%）への配給を可能にする。
- ・ 今年度末までに一国一食カードによるポータビリティを全国で完全実施。

（3）都市部貧困層と出稼ぎ労働者向け低廉賃貸住宅（affordable rental house）の提供

- ・ コンセッションを通じたPPPを活用して公営住宅を低廉な賃貸住宅団地（Affordable Rental Housing Complex、ARHC）に転換して整備。

（4）小口MUDRAローンに対する利子補助

- ・ PM-MUDRA-Yojana（首相富計画）で推進しているMUDRAローン（ノンバンク等を通じた零細事業者向けローン）のうち、5万ルピーを限度とする「Shishu MUDRAローン」について、2%の利子補助を1年間実施。
- ・ 合計で150億ルピーの補助を実施して流動性を供給。

(注) MUDRA ローンには規模に応じて3タイプ（男の子の成長過程に擬えて Shishu（赤ちゃん）、Kishor（少年）、Tarun（若い男性）の3タイプ）の借換ローンがあり、今回は最も少額のローンが対象。

(5) 露天事業者 (Street Vender) 向け与信強化

- ・ 今後の事業再開に向けて1万ルピー程度の当初運転資金を支援する500億ルピーの特別与信ファシリティを創設。
- ・ 貸付にあたってデジタル決済移行に対するインセンティブを付与。

(6) 中間層向け住宅市場支援策

- ・ 都市部向け首相住宅計画（P M A Y、Pradhan Mantri Awas Yojana）の下、中間層（年間所得60万～180万ルピー）向け貸付補助スキーム（C L S S、Credit Linked Subsidy Scheme）を年度末までの延長。
- ・ 本対策を通じて、7000億ルピーの住宅投資、雇用創出のほか、鉄鋼、セメント、輸送及びその他建設材に対する需要を喚起。

(7) C A M P A 基金を通じた雇用創出

- ・ 補償的植林基金管理計画局（C A M P A）に設けられた600億ルピーの基金を活用した都市部も含む植林事業や森林管理事業等の実施。
- ・ 都市部、都市近郊、農村部、指定部族地域における雇用機会を創出。

(8) N A B A R D による融資を通じた農民の運転資金の追加的緊急支援

- ・ 農村協同組合銀行等が農作物ローン必要資金を確保するための借換えを支援するためにN A B A R D（全国農業農村開発銀行）が3000億ルピーを限度とする融資を通常分（9000億ルピー）に上乗せして実施。
- ・ これによりラビ季（乾季）収穫後及びカリフ季（雨季）の耕作に必要な小規模農民の運転資金確保を支援。

(9) K I S A N カードによる2兆ルピーの低利クレジットカードローン

- ・ 2500万人の漁民及び畜産業者を含む農民向けに首相農民敬意プログラム（PM-KISAN）に基づくKISANカード（農民向けクレジットカード）による貸付を実施。
- ・ これにより合計2兆ルピーの流動性を供給。

3. 農業及び食品加工等の周辺分野に対する対策（15日公表分）の項目別の内容はそれぞれ以下の通り。

(1) 1兆ルピー規模の農業インフラファンド

- ・ 農地ゲートや集約ポイント（第一次農業協同組合、農家生産者組織、農業起業家、スタートアップなど）における農業インフラプロジェクト向けに1兆ルピーの農業インフラファンドの創設。

(2) M F E の正規化 (Formalization) 向け1000億ルピーのスキーム

- ・ モディ首相のビジョン「Vocal for Local with Global outreach」を推進。

- ・非組織部門の零細食品業者（Micro Food Enterprise、MFE）はFSSAIの食品基準を達成してブランドとマーケティングを構築するために技術的なアップグレードを必要としており、このため、本スキームを通じて20万のMFEを支援。
- ・既存のMFE、農民生産者組織、自助グループ（SHG）、協同組合を支援。
- ・安全衛生基準の改善、小売市場との統合、所得の向上、未開拓の輸出市場への進出に対する貢献が期待される。
- ・女性と指定少数民族が所有するユニットやアスピレーショナルディストリクトに焦点を当て、クラスターベースのアプローチをとり、生産性の高いものに焦点を当てる（例：UP州のマンゴー、カルナタカ州のトマト、アンドラプラデシュ州の唐辛子、マハラシュトラ州などのオレンジ）。

（注）アスピレーショナルディストリクトとは、インド政府が不十分な社会経済指標の状況により影響を受けている県（District）のことを指す。インド政府は、これらの地域を支援するためにリスト化して「アスピレーショナルディストリクト変革プログラム（Transformation of Aspirational Districts' Programme）」を立ち上げている。

（3）PMMSY（Pradhan Mantri Matsya Sampada Yojana、漁民のための首相富計画）を通じた漁業者向け（2000億ルピー）

- ・海洋、内陸漁業の統合的、持続的、包括的な開発のためのPMMSYを立ち上げる。
- ・海洋、内陸漁業と養殖の活動向けに1100億ルピー。
- ・漁港、コールドチェーン、市場などのインフラ向けに900億ルピー。
- ・養殖、海藻養殖、観賞用漁業だけでなく、新しい漁船、トレーサビリティ、試験室ネットワークなどが主要な対象。
- ・漁師への漁業禁止期間（ロックダウン期間）向け支援を予定（個人及び漁船保険が対象）。
- ・今後、5年間で700万トンの追加的の漁業生産、550万人の雇用、1兆ルピーへの輸出倍増に寄与。
- ・島しょ部、ヒマラヤの各州、北東部及びアスピレーショナルディストリクトが重点対象。

（4）全国動物病管理計画

- ・口蹄疫（FMD）とブルセラ症のための全国動物疾病管理プログラムを1334.3億ルピーの拠出で開始。牛・水牛・羊・ヤギ・豚（合計5.3億頭）を対象とした100%ワクチン接種を確実にする。
- ・現在までに、1.5億頭の牛と水牛がワクチン接種済。

（5）畜産インフラ開発基金（1500億ルピー）

- ・酪農加工、付加価値、牛の飼料インフラへの民間投資を支援することを目的として1500億ルピーの畜産インフラ開発基金を設立。
- ・ニッチ製品の輸出のための工場を設立するためのインセンティブを付与。

（6）ハーブ栽培の促進（400億ルピー）

- ・National Medicinal Plants Board（NMPB）は、薬用植物の栽培のために22.5万ヘクタールの耕作を支援。今後2年間で400億ルピーの支出で、100万ヘクタールがカバーされる予定。
- ・農民の500億ルピーの所得創出につながる。
- ・NMPBは、ガンジス川に沿って薬用植物回廊を開発、800ヘクタールの耕作をもたらす。

(7) 養蜂関係イニシアティブ (50 億ルピー)

- ・ 統合養蜂開発センター、集荷・販売・貯蔵センター、ポストハーベストと付加価値施設などに関連するインフラ整備。
- ・ 規格の実施とトレーサビリティシステムの開発
- ・ 女性を中心とした能力開発
- ・ 品質のよい小群 (nucleus) 在庫と蜂養成家の育成。
- ・ 20 万人の養蜂家の所得増加と高品質蜂蜜生産増に繋がる。

(8) TOP (トマト、玉ねぎ、ジャガイモ) からトータル (全ての野菜果物) へ (50 億ルピー)

- ・ 食品加工省 (MOFPI) が運営する「オペレーション・グリーン」を TOP (トマト、タマネギ、ジャガイモ) からすべての果物や野菜に拡張。
- ・ スキームは、余剰市場から不足市場への輸送に 50% の補助金、冷蔵倉庫を含む保管に 50% の補助金を提供。今後 6 ヶ月間のパイロットとして開始され、拡大延長される見込み。
- ・ 農家にとってのより良い価格の実現、食品ロス削減、消費者にとって食料品の購入しやすさに繋がる。

(9) 農業セクターのガバナンスと行政改革のための以下の措置を発表。

(i) 農家のためのより良い価格実現を可能にするための重要物資法 (Essential Commodities Act) の改正

- ・ 穀物、食用油、菜種、豆類、タマネギ、ジャガイモを含む農業食品の規制緩和。
- ・ 在庫の制限は、国家の災害、価格の高騰と飢饉のような非常に例外的な状況下で課される。そのような在庫制限は、その施設の容量に応じて、または、輸出需要に応じた任意の輸出者に応じて、加工業者やバリューチェーン参加者に適用されないものとする。

(ii) 農民にマーケティングの選択肢を提供するための農業マーケティング改革 (中央政府による法律措置)

- ・ 報酬のある価格で農産物を販売するための農家への十分な選択肢、障壁のない州間取引、農産物の電子取引のための枠組み、を実現するための法改正を実施。

(iii) 農産物の価格設定と品質保証

- ・ 政府は、加工業者、集荷業者、大規模小売業者、輸出業者などと農家が公正かつ透明性のある方法で取引できるようにするための「促進的な法的枠組み」を最終決定する。
- ・ 農民のためのリスク軽減、保証されたリターン、品質の標準化は、この枠組みの不可欠な部分となる。

4. 8 産業セクターにおける構造改革 (14 日公表分) の項目別の内容はそれぞれ以下の通り。

(1) 石炭セクター

- (i) 商業採鉱の導入 (石炭セクターへの競争、透明性、民間セクター参加を導入)

- a. 固定料率（ルピー/トン）メカニズムではなく、いかなる主体も炭鉱区画（coal block）入札に参加し、自由市場で販売することができるレベニューシェアリング（revenue sharing）の仕組みを導入。
- b. 参入基準自由化。50 炭鉱区画（の入札）が直ちにオファーされる。参加資格条件はなく、上限付き前払いのみ課される。
- c. これまで完全に探鉱された石炭鉱区のオークション行われていたのに対して、部分的に探鉱された鉱区には探鉱付き生産レジームを導入。これにより、民間部門が探査に参加できるようになる。
- d. 予定より早い生産開始については、レベニューシェアの割戻し（rebate）を通じたインセンティブが付与される。

（注）レベニューシェア方式とは、リスクを共有しながら、相互の協力で生み出した利益をあらかじめ決めておいた配分率で分け合う仕組み。

（ii）石炭セクターにおける多様な機会の提供

- a. 石炭ガス化・液化は、レベニューシェアの割戻しを通じてインセンティブを付与。これにより、環境への影響が大幅に減少し、インドのガス経済への転換を支援。
- b. 2023 年度までに 10 億トンの石炭生産と民間鉱区からの石炭生産という C I L（国営インド炭鉱公社、Coal India Limited）の目標を達成するために 5000 億ルピーのインフラ開発を実施（1800 億ルピー相当の石炭のコンベアベルトへの投資を含む）。この措置は環境への影響軽減に貢献。

（iii）石炭セクターにおける自由化された体制

- a. C I L の炭鉱からの炭層メタン（CBM）抽出権を競売へ。
- b. 探鉱計画の簡素化などビジネス環境対策を講じ、年間生産量を自動的 40% 増加させる。
- c. C I L の顧客向けに商業的条件での探鉱権の提供（500 億ルピー相当の緩和）。非電力企業顧客向けの入札最低価格が引き下げ、信用条件緩和、採掘期間延長。

（2）鉱業セクター

（i）鉱物セクターへの民間投資の強化（成長、雇用を後押し、特に探査で最先端の技術をもたらすための構造改革）

- a. シームレスな複合探査・採掘・生産体制の導入。
- b. オープンで透明性のある競売プロセスを通じて 500 鉱区を入札にかける。
- c. アルミニウム産業の競争力を高めるために、ボーキサイトと石炭鉱区の共同競売を導入し、アルミニウム産業の電力コスト低下させて同産業の競争力を強化。

（ii）鉱物部門の政策改革

- ・ キャプティブ鉱山と非キャプティブ鉱山の区別を撤廃。採掘リースの譲渡と余剰となった未利用鉱物の売却を可能にし、鉱業と生産の効率化を促進。
- ・ 鉱業リースの授与時に支払うべき印紙税の合理化を実施。

（3）国防産業セクター

（i）国防品生産における自立性の向上

- a. 年毎の時間軸を示した輸入禁止の武器、武器プラットフォームのリストを通知。輸入予備品の国産化、国内資本調達のための予算を別途計上することで、国防品生産の自立に向けた「Make in India」を推進。これにより、莫大な防衛費を削減。
- b. 国営武器製造機構の法人化により、兵器供給の自律性、説明責任、効率性を向上。

(注) リストは会見で財務大臣はハイテク兵器については引き続き輸入を継続する旨言及。

(ii) 国防品生産における政策改革

- a. 自動承認ルートでの国防品製造業への外国直接投資の上限を 49%から 74%に引上げ。
- b. 契約管理を支援するプロジェクト管理ユニット(PMU)の設置、武器・プラットフォームの参謀本部質的要件(GSQR)の現実的な設定、試験や試験手順の見直しなどにより意思決定の迅速化を実現。

(4) 民間航空分野 (空域管理と空港)

(i) 民間航空のための効率的な空域 (Airspace) 管理

- ・ 公的及び軍事目的等の関係から約 6割しか自由に使えていないインド空域の利用制限を緩和して民間飛行をより効率的に。
- ・ 空域の最適利用、燃料使用量の削減、時間の短縮、環境へのプラスの影響をもたらす。
- ・ これにより、航空部門には年間約 100 億ルピーの便益 (コストダウン)。

(ii) 官民パートナーシップ (PPP) を通じたより多くの世界クラスの空港

- ・ 第 2 次入札について、6つの空港を PPP に基づく運営・維持管理の対象として決定。第 1 次及び第 2 次入札における 12 空港で約 1300 億ルピーの民間事業者による追加投資予定。
- ・ 新たに 6 空港が第 3 次入札の対象となる予定。

(iii) 航空機の整備・修理・オーバーホール (MRO) の世界的なハブへ

- ・ インドの航空分野は世界で最も大きな成長余地があり、豊富な労働力を有するが、スキル育成が課題。そのために MRO のグローバルハブをインドに誘致。
- ・ MRO エコシステム育成のための税制合理化を実施済み (注: 2019 年度予算で表明、3 月 14 日の GST 委員会で GST 税率を 5% へ引下げ済 (仕入れ税額控除対象))。
- ・ 航空機部品修理と機体整備は今後 3 年間で 80 億ルピーから 200 億ルピーに増加。世界の大手エンジンメーカーが今後インドにエンジン修理施設を設置すると期待される。
- ・ 防衛品セクターと民間 MRO セクターの統合確立により規模の経済を実現し、航空会社のメンテナンスコストを下げる。

(5) 電力セクター

(i) 料率 (タリフ) 政策改革

① 消費者関係

- ・ 消費者に負担をかけないために DISCOM の非効率性の改善
- ・ DISCOM 向けのサービス基準と関連する罰則の創設
- ・ 十分な電力を確保するために、負荷制限 (load-shedding) を罰則化。

② 産業の振興

- ・ 相互補助金 (cross-subsidies) の段階的削減
- ・ オープンアクセスの期限付き付与
- ・ 発送電プロジェクトの開発者の競争的選定

③セクターの持続可能性

- ・規制資産なし
- ・発電会社（Gencos）のタイムリーな支払
- ・補助金向けDBT（Direct Benefit Transfer）活用（スマートプリペイドメーター）

（ii）連邦直轄領における配電会社の民営化

- ・連邦直轄領の電力部門・公益事業は民営化。これにより、消費者へのサービス向上、配電の事業運営及び財務効率が改善。全国の他の公益事業者における競争モデルを提供。

（5）社会インフラ投資（810億ルピー）

- ・病院や学校等の社会インフラ向けに、中央政府及び州政府・州政府機関によるVGF（Viability Gap Funding）を総コストの各30%を限度として増額して民間投資を支援。
- ・その他のセクターについては20%の（VGF）支援を継続。
- ・対象プロジェクトは中央政府の各省庁、州政府、公的機関の提案による。

（6）宇宙（宇宙分野への民間参加促進）

- ・人工衛星、打上げ、宇宙ベースのサービスの分野では、民間企業に公平な競争の場を提供。
- ・民間企業向けに予見可能な政策及び規制環境が提供される。
- ・民間企業は、能力向上のためにISRO（Indian Space Research Organisation）の施設やその他の関連資産を利用することが許可される。
- ・惑星探査、宇宙旅行などの将来的なプロジェクトも民間企業に開放される。
- ・現状、テック系スタートアップは海外から地理空間情報を購入しているが、起業家向けにリモートセンシングデータを提供するための自由化された地理空間情報政策の策定を予定。

（7）原子力関連の改革

- ・癌やその他の疾患を安価に治療することで人類の福祉を促進するために、医療用同位体製造のためのPPPによる研究炉を設置。
- ・農業改革を補完し、農民を支援するために、食品保存に放射線照射（irradiation）技術を利用するためにPPPによる（原子力）施設を設立。
- ・インドのスタートアップエコシステムとリンクさせるために、技術開発兼インキュベーションセンターを設置し、研究施設とテック系起業家のシナジーを向上させる。

5. 雇用、保健及び教育等の分野における政府の改革や州政府財政対策関連（17日公表分）の項目別の内容はそれぞれ以下の通り。

（1）マハトマガンジー全国農村雇用保障スキーム（MGNREGS）向け予算増額（400億ルピー）

- ・MGNREGS（Mahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Scheme、マハトマガンジー全国農村雇用保障スキーム）向け予算割り当てを400億ルピー増額。
- ・これにより、モンスーン季に帰郷する出稼ぎ労働者向けを含む仕事のニーズに対応し、合計30億人日の仕事量を生み出す。
- ・水資源保全関係を含むより多くの耐久性のある生活用資産（インフラ）の創出は、生産性の向上を通じて農村経済を後押しする。

(2) 保健関係の改革とイニシアティブ

- ・保健分野の公的支出の増額（草の根保健機関への投資及び農村部及び都市部の健康・保健センター（Health and Wellness Centre）の拡大（による Tier2 及び Tier3 レベルの医療体制拡充））。
- ・すべての県（District）に感染症病院を備えた病院ブロック（Infectious Diseases Hospital Blocks）を設置。
- ・パンデミックを管理するために、全ての県（District）と郡（Block）レベル、公衆衛生ユニットの統合公衆衛生検査室（Integrated Public Health Labs）による検査室ネットワークと調査を強化。
- ・さらに、ICMR（インド医学研究評議会）が進める「One Health」（1つの健康）のための国家機構プラットフォーム（National Institutional Platform for One health）を通じて研究を奨励。
- ・国家デジタル保健ミッションの下での「国家デジタル保健計画（National Digital Health Blueprint）」（注）の実施。

（注）2019年7月に公表された個人の医療データを Aadhaar 番号と紐付けて医療データベースを構築する計画。

(3) ポスト・コロナ時代のテクノロジー主導型の平等な教育（均等なアクセス）

- ・首相電子教育（e-教育）プログラム（PM eVIDYA）（デジタル・オンライン教育へのマルチモードアクセスのためのプログラム）を直ちに開始。（トップ100大学でオンラインコースを5月末までに開始する旨、財務大臣が会見において言及。）
- ・今回の情勢により心理的な支援も必要となることを踏まえ、Manodarpan（生徒、教師、家族の精神的健康と感情面での幸福のための精神社会的支援イニシアティブ）もまもなく立ち上げ。
- ・学校、幼児教育、教師のための「新しい国家カリキュラムと教育学的枠組み」も立ち上げ予定。
- ・2025年までに全ての子どもが5年生の学習レベルと成果を達成することを確実にするための「国家基礎的リテラシーと数学のミッション」を2020年12月までに開始。

(4) 破綻破産法（IBC）関連対策による「ビジネスのしやすさ」の更なる強化

- ・破産手続きを開始するための最低基準額を10万ルピーから1000万ルピーに引き上げ。
- ・MSME向けのIBC第240A条に基づく特別な倒産処理の枠組みを近日中に通知。
- ・パンデミックの状況に応じて、破産手続きの新規手続き開始を最大1年停止。
- ・IBC上の破産手続発動にかかる「債務不履行（デフォルト）」の定義から新型コロナウイルス関連債務を除外する権限を中央政府に付与。

(5) 会社法手続き不履行の非刑罰化

- ・CSR報告書の不備、取締役会報告書の不備、申告（filing）の不備、年次総会（AGM）の開催の遅れなど、軽微な技術的・手続き的な違反を含む会社法違反を非刑罰化。
- ・今回の改正により刑事裁判所やNCLT（会社法審判所）の業務の効率化を図る。7つの複合的な違反（offence）は削除され、5つの違反は別の枠組みで処理される。

(6) 法人のための「ビジネスのしやすさ」（主な改革）

- ・インドの公開会社（Public companies、注1）による許容可能な外国管轄区における証券直接上場（海外直接上場の容認）。

- ・非転換社債（Non-Convertible Debenture）を証券取引所に上場している民間企業を上場企業とみなさない措置。
- ・2013年会社法に1956年会社法第9A編（Part IXA）（Producer Company、生産者企業体）の規定を盛り込む（注2）。
- ・NCLAT（会社法控訴審判所）向けに追加的または専門的な裁判官の増員
- ・小規模企業、個人企業、生産者企業、スタートアップ企業のすべてのデフォルトに対するペナルティを軽減。

（注1）インドの有限責任会社は、インド会社法上で（株式公開有無とは別に）公開会社（Public Company）と非公開会社（Private Company）に区別される。

（注2）生産者企業体とは、調達、生産、収穫等の特定の10の目的のうち1つの目的を持って、個人10名／2つの組織によって構成される企業体で、農民の互助組織を企業として組織及び設立しやすくすることで、農民等の生計や収益性を向上させるもの。当該企業体の規定は廃止された1956年会社法に基づいており、廃止後も引き続き有効とされているが、規定の変更等が行えないことから、2013年会社法に規定を盛り込むことが2019年の企業省の専門家委員会で提言されていた。

（7）新しい自立したインドのための公営企業政策（新政策の公表）

- ・公益的にPSE（Public Sector Enterprises）の存在を必要とする戦略的セクターのリストを公表予定。
- ・戦略的セクターでは、少なくとも1つの企業は公営企業として存続するが、民間部門も参入が許可される。
- ・無駄な管理コストを最小限に抑えるために、戦略的セクターの（PSE）企業数は通常1～4社とし、その他の企業は民営化、統合、持株会社の下に置く等の措置をとる。
- ・その他のセクターでは、PSEは民営化される（時期は実現可能性等に基づいて判断）。

（注）PSEとは、政府が100%株式保有する企業を指し、他方で政府が過半数の株式を保有する企業はPSU（Public Sector Undertakings）と呼ばれ、2013年会社法において規定された企業を指す。

（8）州政府への財政支援プログラム

- ・既にRBIが州政府向けに各種の流動性支援を行っているが、（中央政府と同様に）歳入が急減している州政府向けに財政支援プログラムを実施。
- ・中央政府は2020年度限定で州の借入限度額を州内GDP（GSDP、Gross State Domestic Product）3%から5%に引き上げることを決定。これにより州政府は4.28兆ルピーの追加資金を得る。
- ・借入の大部分は、特定の改革（第15次財政委員会（Finance Commission）の勧告を含む）と連動するコンディショナリティ付。
- ・改革との連携は4つの分野で行われる（①「一国一食カード」の普及、②ビジネス環境、③配電事業、④都市地方自治体収入）。
- ・具体的なスキームは、以下のパターンで財務省歳出局から通知される。
 - （i）2%分のうち0.50%分の無条件増額

- (ii) 1%を0.25%ずつの4つのトランシェに分け、各トランシェは明確に指定され、上述の4つの改革にリンク。
- (iii) 4つの改革分野のうち、少なくとも3つの分野で基準が達成された場合、さらに0.50%を加算。

(以 上)